

令和6年度新発田市伴走型相談支援体制強化事業業務委託プロポーザル募集要領

この募集要領は、令和6年度新発田市伴走型相談支援体制強化事業（以下「本業務」）を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものとする。

1 本業務の概要

(1) 名称

令和6年度新発田市伴走型相談支援体制強化事業

(2) 目的

出産による精神疾患やうつ傾向の悪化は、児への虐待の要因になるとともに、産婦自身の自死につながる可能性も高いことから、ハイリスクの妊産婦には、妊娠・出産への支援に関して豊富な経験を持つ専門職によるフォロー体制の確立が必要である。

そのため、精神疾患等を有する妊産婦や特にうつ傾向の強い産婦等が気軽に相談できるよう、インターネットを活用した助産師等の専門職による24時間365日の相談体制を構築する。

(3) 内容

別添「令和6年度新発田市伴走型相談支援体制強化事業業務委託仕様書」のとおりとする。

(4) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(5) 委託金額の上限

1,575,000円（消費税を含む）

2 実施形式

公募型プロポーザル方式

3 応募要件等

(1) 応募要件

本業務の受託候補者選定のためのプロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）に応募しようとする者は、次に掲げる応募資格を有すること。

(2) 応募資格

次の①から⑦までの全ての要件を満たす者とする。

- ① 仕様書に基づく本業務を履行するノウハウを有し、かつ本業務を遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- ② 新発田市の物品の調達等の入札参加資格を有していること。但し、参加意向申出時点において同資格を有していない場合においても、プロポーザル参加意向申出書の提出期限（令和6年9月2日（月））までに登録手続きをしている者についてはこの限りではない。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

- ④ 新発田市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱による入札参加停止期間中の者でないこと。
- ⑤ 直近1年間に、申込者に課せられた国税及び地方税を滞納していない法人等であること。
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て、または民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ⑦ 新発田市暴力団排除条例第2条(1)及び(2)の規定に該当する暴力団又は暴力団員でないこと。

4 日程

内容	期間
募集開始（公告）	令和6年8月23日（金）
参加申込書の提出	令和6年8月23日（金）午前9時から 令和6年9月2日（月）午後5時まで
企画提案書等の提出	令和6年8月23日（金）午前9時から 令和6年9月6日（金）午後5時まで
質問受付	令和6年8月23日（金）午前9時から 令和6年8月30日（金）午後5時まで
参加辞退受付	令和6年9月6日（金）午後5時まで
審査（書類審査）	令和6年9月20日（金）予定
審査（プレゼンテーション）	令和6年9月30日（月）予定
受託候補者決定・結果通知	令和6年10月上旬
契約締結	令和6年11月上旬 (契約期間：契約日～令和7年3月31日)

5 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

令和6年8月23日（金）午前9時から令和6年8月30日（金）午後5時まで

ただし、質問書を持参する場合は、土曜・日曜・祝日を除く平日の午前9時から午後5時までとする。

(2) 質問方法

質問書（様式自由）に質問事項を記載のうえ、新発田市伴走型相談支援体制強化事業業務委託候補者選定委員会事務局（新発田市こども家庭センター健やか育児支援係）まで持参するか、電子メールを同事務局へ送付すると共に電話での連絡を必ず行うこととし、電話のみでの質問は受け付けない。

なお、質問書には、回答を受ける担当者の連絡先（事業所等の名称、担当者氏名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス）を必ず記載すること。

(3) 回答

質問に対する回答は、事務的な事柄を除き、新発田市ホームページに掲載する。

(4) 説明会

本プロポーザルに関する説明会は実施しない。

6 応募方法について

(1) 提出書類

提出書類のうち様式第1～6号については、新発田市ホームページに掲載されている様式を使用すること。

ア 令和6年度新発田市伴走型相談支援体制強化事業業務委託プロポーザル参加申込書
(様式第1号)

イ 宣誓書 (様式第2号)

ウ 参加申込者概要説明書 (様式第3号)

※定款、決算報告 (直近2年間)、未納の税額がないことの証明書 (国税、都道府県税、市区町村税) を添付のこと。

エ 委託業務の実施体制 (様式第4号)

オ 事業実績 (様式第5号)

カ 企画提案書

(ア) 令和6年度新発田市伴走型相談支援体制強化事業業務委託提案書 (表紙) (様式第6号)
(代表者印要)

(イ) 企画提案書

用紙の大きさは、原則A4版縦、横書き、左綴じ、両面印刷とする。ただし、記述内容により、見やすさ等に配慮して原則A4版横又はA3版 (綴じる場合はA4版大きさに折り込む) の使用を可能とする。

仕様書の内容をよく確認の上、下記の表に記載する全ての項目を盛り込むこと。

項目	内容
実施体制	当業務に係る職員の配置・教育体制
実施方法	事業実施計画及び具体的な相談支援の方法
	市及び関係機関との連携体制
事業費	見積額 (委託料・積算根拠)

キ 個人情報保護・危機管理体制 (任意様式：A4版縦、横書き)

プライバシーマーク又はISO/IEC27001の承認を受けている場合は、登録書などのその内容がわかるものの写しを添付すること。

ク 見積書 (契約日から令和7年3月31日までの委託料・積算根拠) (任意様式)

(2) 提出部数

7部 (正本1部、写し6部)

(3) 提出期間

令和6年8月23日（金）から令和6年9月6日（金）

上記提出期間中の土曜・日曜・祝日を除く平日の午前9時から午後5時までとする。

(4) 提出方法

持参、書留郵便による郵送のいずれか（郵送の場合は、提出期限までに必着とすること）

(5) 提出先

＜新発田市伴走型相談支援体制強化事業業務受託候補者選定委員会事務局＞

新発田市子ども家庭センター健やか育児支援係

所在地：〒959-2323 新潟県新発田市乙次26番地2

電話番号：0254-28-0415 E-mail：k-katei@city.shibata.lg.jp

(6) その他留意事項

提出書類は日本語を用いるものとし、やむを得ず外国語で記載する場合は、その日本語の訳文を付記または添付することとし、使用する通貨は日本円とすること。

また、提出書類がこの募集要領及び別紙様式に示された条件に適合しない場合や不備がある場合は、審査の対象にならず失格とすることがある。

7 受託候補者の選考方法及び選考基準

受託候補者の選定は、「新発田市伴走型相談支援体制強化事業業務受託候補者選定委員会」が審査項目に従って、企画提案内容を審査の上選定する。

(1) 選考方法

選定委員会において書類審査により選考を行う。

書類審査のみで企画提案内容が十分に評価できない場合は、プレゼンテーションによる提案を追加で実施する。

企画提案内容を審査し、採点により最高点数を獲得した提案者（以下「最優秀提案者」という。）を第1位として選考する。

なお、最高点数を獲得した提案者が複数で同点の場合は、概算見積額の低い提案者を第1位として決定する。

その際、概算見積額も同額だった場合には、選定委員会の委員長による採点が高い提案者を第1位として決定する。

(2) 審査項目及び評価基準

選考にかかる評価項目、評価の視点、配点（100点満点）は次のとおりとする。

審査項目	評価基準	配点
1 実施体制	・業務を遂行するための、職員の配置・教育、危機管理、個人情報の保護体制が整っているか。	20 点
2 インターネットを活用した妊産婦への相談支援・情報提供等の実績	・24 時間 365 日相談受付業務の実績はあるか。 ・インターネットを活用した妊産婦への相談支援や情報提供・情報発信を行った実績があるか。 ・新潟県内での事業実績はあるか。	20 点
3 実施方法	・相談者がつながりやすく、妊産婦の特性を考慮した仕組みとなっているか。 ・精神疾患等を有する相談者への支援体制が整っているか。	40 点
4 本市事業との連動性	・市が実施する母子保健事業やかかりつけ保健師の伴走型相談支援と連動した提案内容となっているか。	5 点
5 提案の独自性	・市の子育て支援策や実施体制を踏まえた上で、事業者ならではの強みを活かした、独自の提案になっているか。	5 点
6 事業費	・費用対効果を考慮した提案であり、積算の内容は適切であるか。また、確実に実現できるものになっているか。	10 点
合計		100 点

(3) 選定結果通知

応募者へは、令和6年10月上旬に文書等により通知することとし、受託候補者については、新発田市ホームページにて公表する。また、選定に対する一切の問合せ及び異議には応じないものとする。

8 応募者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて、参加申込書等が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

- (3) 会社更生法等の適用を申請する等、契約の履行が困難と認められるに至った場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為など選定委員会が失格と認めた場合

9 提出書類の取扱

提出種類の取扱は、次の各号によるものとする。

- (1) 提出書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、新発田市が本件の報告、説明、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で利用できるものとする。
- (2) 提出書類は一切返却しない。
- (3) 提出期限（令和6年9月6日（金）午後5時）後は、内容の修正及び変更を認めない。
- (4) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、新発田市情報公開条例（平成14年10月1日条例第34号）の規定に基づき、提出書類を公開する場合があるものとする。

10 契約

本プロポーザルの選定結果に基づき、新発田市は受託候補者と協議し、企画・提案内容を反映した仕様書を調整のうえ、契約を締結するものとする。

また、受託候補者が、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当することになった場合は、契約を締結しない。この場合、再度、受託候補者を選定する。

11 留意事項

- (1) 本プロポーザルの応募に要する一切の費用は応募者の負担とする。
- (2) 本業務を遂行するにあたり知り得た情報について、新発田市の許可なくして外部に漏らしてはならない。